

一般路線バスの最終便運転時刻の繰り上げと減便実施の期間延長について

京阪バス株式会社(本社：京都市南区、社長：鈴木一也)では、政府より発出された緊急事態宣言および同宣言に基づく行政・自治体からの要請を受け、大阪府下・京都府下を運行する一般路線バスにおいて、4月30日(金)から最終便の繰り上げや減便を実施しております。実施期間について、緊急事態宣言発出中を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大によるご利用状況に鑑みて、緊急事態宣言解除後も継続して実施いたします。

ご利用のお客さまには、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 延長期間

2021年6月21日(月)から当面の間(全ての日)

2. 実施内容

(1) 平日ダイヤにおける深夜バスの運行取りやめ

平日ダイヤにおいて、「深夜バス(深夜割増運賃の適用便)」の運行を取りやめます。

(深夜バス：主に23:30以降にターミナル等の運行起点を発車する便)

(2) 土曜・休日ダイヤにおける深夜帯のバスの運行取りやめ

土曜・休日ダイヤにおいて、22:00以降にターミナル等の運行起点を発車する便の運行を取りやめます。

以 上